

一般社団法人 大阪精神保健福祉士協会

(公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 大阪府支部)

災 害 対 策 計 画

2020年4月

1 目的

地震等の大規模災害の発生に備えて平常時および発災時の活動や組織体制等を示して災害発生時に円滑な支援活動が出来るようにすることを目的とする。

2 組織体制

(1) 平常時の体制

1 災害対策委員会

① 構成

災害対策委員長と地区ブロック（豊能・三島・北河内・中河内・南河内・泉州・大阪市・堺市）ごとの

担当を災害対策委員から選出し、災害発生時に大阪精神保健福祉士協会（以下、「大阪協会」）ウェブサイト等で大阪協会、日本精神保健福祉士協会大阪支部（以下、「大阪支部」）会員への周知を行う。災害対策本部役員および災害対策委員長は地区ブロックの災害対策委員を兼務できるものとする。

② 情報管理に関する事項

- ・大阪府や市町村などの精神保健福祉情報の収集・整理を実施する。
- ・大阪府や市町村など行政・地域関係機関との連携・情報交換を実施する。
- ・大阪府や市町村などの防災計画を把握する。

③ 災害への備え

- ・大阪協会における災害対策計画を立案する。
- ・大阪協会および大阪支部会員リストを事務局で保管する。
- ・活動用の備品を準備する。
- ・大阪協会、大阪支部の災害対策委員を配置し、日本精神保健福祉士協会（以下「本協会」）へ登録する。

(2) 災害時の体制

1 大阪協会災害対策本部の設置

① 情報の収集

- ・災害発生時、災害対策委員等は速やかに被災状況等の情報収集に努め大阪協会事務局長に報告する。

② 大阪協会災害対策委員会の招集・協議

- ・会長・副会長・事務局長により大阪協会災害対策委員会の招集・設置について協議を行う。

③ 大阪協会災害対策本部設置に関する決定

- ・会長・副会長・事務局長により対策本部の設置の可否を決定。
（対策本部は被災状況に応じて被害が少ない地区に置く。）
- ・支部災害対策本部の設置を本協会へ報告。

2 支援活動実施のための被災状況に関する情報収集

① 被災状況に関する情報収集

- ・災害対策本部に情報を一元化する

② 支部会員の安否確認

- ・災害対策本部は会員の安否状況確認を HP / 電話 / 電子 MAIL 等を利用し実施する。

3 隣接支部への応援要請

① 必要時の隣接支部への応援要請（情報収集・安否確認・支部活動継続のため）

4 行政への協力の申し出、関係機関・職能団体との連携

① 必要に応じて行政への協力の申し出

② 関係機関・職能団体との連携

5 本協会災害対策本部への会員派遣要請および会員派遣受け入れ時の調整

① 会員派遣要請

② 会員受け入れ時の調整

6 復興状況に関する情報収集と支部災害対策本部の解散

① 大阪協会災害対策本部の解散

7 報告

① 本協会への報告

3 活動の概要

(1) 大阪協会（支部）における災害発生時

① 【0～3日目】

- ・大阪協会災害対策委員会を開催
- ・大阪協会災害対策本部の設置および本協会への報告

- ・活動拠点の設定
 - ・大阪協会および支部会員の安否確認、本協会への報告
 - ・被災都道府県へ大阪協会（支部）としての協力申し入れ
 - ・ボランティア保険等の対応
 - ・本協会との連絡ルートを早期に確立・確認する
 - ・本協会への日報（支援物資の協力も含め）
- ②【4日目～1週間】
- ・大阪協会災害対策委員会を開催（活動方針の決定）
 - ・情報収集および情報提供（行政等との連携により相互に情報交換を欠かさぬこと）
 - ・大阪協会（支部）会員で派遣隊への参加が可能な者の把握（※所属長への派遣依頼を手配）
 - ・災害規模に応じ、他地域への人材の要請（災害対策本部を窓口近隣の協力を要請）
 - ・状況に応じ、自主的な派遣活動について検討・実施（行政機関の同意のもとに）
 - ・本協会への日報
- ③【1週間～2週間】
- ・大阪協会災害対策委員会を開催（活動の評価および修正）
 - ・情報収集及び情報提供（行政等との連携により相互に情報交換を欠かさぬように）
 - ・災害規模に応じ、活動可能な会員をもって派遣隊を組織し活動方針にもとづき派遣
 - ・状況に応じ、自主的な派遣活動について検討・実施（行政機関の同意のもとに）
 - ・本協会への日報
- ④【2週間～1ヶ月】
- ・派遣隊による支援活動を継続
 - ・状況に応じ、活動の収束（平常活動への戻し）を検討・実施
- ⑤【1ヶ月～3ヶ月】
- ・平常活動への戻し
 - ・長期対策および支援協力（長期的生活支援・PTSD対策等）
 - ・活動報告（慰労と支部内での活動シェアリング）
- (2) 他地域災害
- ・現地情報を集める（※被災地に負担をかけぬように本協会災害対策本部を介す）
 - ・大阪協会災害対策委員会を開く（※特に近県の場合は早急に開く）
 - ・近県などの場合は、地元支部の了承・連携のもと、応援活動方針を立てておく
 - ・派遣可能な会員を把握・調整し派遣隊を組織する
 - ・「間に合っているので人材は不要です」と言われた場合は本協会の指示を待つ
 - ・ボランティア保険等の対応
- (3) 平常時活動
- ①平常時の研修（人材育成）
- 「震災関連研修会」
 - 「派遣隊向けの支援技術研修」（一般住民対策と精神障がい者支援の両方）
 - 「長期的な地域精神保健福祉対策に関する研修」（PTSDなどストレス障害、長期的な精神障がい者生活支援等）

4 支援内容

- (1) 短期戦対策
- ①一般市民を対象とする「こころの健康問題に対する応急処置」的な対応
- ・現実的な災害救助や支援等
 - ・被災住民の生活ニーズの把握
 - ・自治体の実施する「こころのケアチーム」等への協力（窓口相談、アウトリーチの両方）
 - ・自治体職員等の支援者メンタルヘルスに関するサポート
- (2) 精神障がい者を中心とする当事者支援の実施
- ・大阪協会（支部）内の精神障がい者の支援機関と連携し、当事者支援を実施する
 - ・支援者支援の実施（片付け等雑用も含む）
 - ・大阪協会（支部）内の状況把握→行政機関との相互情報交換
 - ・被災地の各医療機関において：通院患者への支援
 - ・被災地の各施設等において：所属利用者への支援（場合により利用経験者も）
 - ・被災地の相談支援事業所において：管内の精神障がい者（所属先無しの方）への支援（上記支援は、保健所や精神保健センター等行政機関との連携のもと実施）
- (3) 長期戦対策
- ・長期的な生活支援対策（いわゆる一般住民も含む）
 - ・PTSD等の長期的なストレス障害への対策

資料1 災害時活動フローチャート ①

災害発生
3日目

情報の収集 災害対策委員は速やかに各ブロックの情報収集に努める

⇒ 災害対策委員長、大阪協会会長に報告

災害対策委員会の開催協議 会長・副会長・事務局長は災害対策委員会の開催

要否を協議 ⇒ 臨時災害対策委員会を開催

災害対策本部設置に関する決定 会長・副会長・事務局長は災害対策本部の設置の

要否を協議 ⇒ 災害対策本部を設置し、本協会へ報告

災害対策本部設置 被災状況に関する情報収集、協会員および支部員の安否確認

- 災害対策委員会 ⇒ 被災状況の把握を目的とする情報収集活動
- 災害対策本部 ⇒ 行政・大阪協会員等の協力を得て精神障がい者等に関する被災状況を確認。

災害対策委員からの情報を合わせる必要

行政への協力の申し出、関係機関・職能団体との連携

- 行政への協力の申し出 ⇒ 災害対策本部は収集した情報を府庁担当課に報告。
必要に応じて協力できる旨の申し出（意思表示）を行う
- 関係機関・職能団体との連携 ⇒ 必要に応じて連携に努め活動する

本協会災害対策本部への情報提供・会員派遣要請及び受入時の調整

- 情報提供 ⇒ 災害対策委員長は本協会災害対策委員メーリングにより被災状況等の情報を提供
- 会員派遣要請 ⇒ 外部からの支援が必要と判断した場合、派遣要請を行う
- 会員受入時の調整 ⇒ 災害対策委員長は派遣された会員の受入時の調整を行う

復興状況の情報収集 災害対策委員会は定期的に復興状況の情報収集を行う

災害対策本部の解散 復興状況から活動継続の要否を検討する。解散を決定した場合、本協会に報告

本協会への報告 大阪協会・災害対策委員会は、災害終息後に「被災状況、復興の経過、災害対策本部の取り組み等」を取りまとめ、本協会に報告

活動終了・報告

資料2 災害時活動フローチャート ②

地元の場合の例

